

## 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（仮称） 骨子案

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、厚生労働省令で定める基準を踏まえた、設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案をとりまとめましたので、皆様の意見を募集します。

項目		国の基準(厚生労働省令)	条例への 委任の方法 (省令に規定)	静岡市の 考え方
総論	一般原則	<p>1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p>	参酌すべき 基準	本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。
	最低基準の向上等	<p>1 放課後児童健全育成事業者は、市町村が条例で定める基準（最低基準）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	参酌すべき 基準	
従事する者 (職員)	一般的要件	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき 基準	本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。
	資格	<p>1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>① 保育士の資格を有する者</p> <p>② 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（高校卒業者等）で、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	従うべき 基準	

		<p>④ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>⑤ 大学又は外国の大学において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑥ 上記⑤の者で、大学院へ入学が認められた者または卒業した者</p> <p>⑦ 高校卒業者等で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が認めたもの</p> <p>3 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、20人未満の放課後児童健全育成事業所で、放課後児童支援員のうち1人又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>※経過措置 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定（職員の研修）の適用について、「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>		
員数		放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。そのうち1人は補助員（放課後児童支援員を補助する者）をもって代えることができる。	従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。
知識及び技能の向上等		<p>1 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。

設備	専用区画	<p>1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートルでなければならない。</p> <p>3 専用区画、設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開設している時間帯を通じて専らその放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。
非常災害対策	設備と計画	<p>1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	
開所時間及び日数	開所時間	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>① 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき8時間</p> <p>② 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき3時間</p>	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。
	日数	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	参酌すべき基準	

<p>支援の単位 (児童の集団の規模)</p>	<p>児童の数</p>	<p>放課後児童健全育成事業における支援の単位は、同時に一又は複数の利用者に対して一体的に提供されるものをいい、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。</p> <p>※この条例の施行の際、現に行われている放課後児童健全育成事業については、平成32年3月31日までの経過措置を設ける。</p>
<p>運営に関すること</p>	<p>運営規程</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 開所している日及び時間</li> <li>④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</li> <li>⑤ 利用定員</li> <li>⑥ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑦ 事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他事業の運営に関する重要事項</li> </ol>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。</p>
<p>虐待等の禁止</p>	<p>虐待等の禁止</p>	<p>放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為(虐待行為)をしてはならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	
<p>秘密保持等</p>	<p>秘密保持等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>2 放課後児童健全育成事業の職員は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ol>	<p>参酌すべき基準</p>	

保護者との連携	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連携をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌すべき基準
事故発生時の対応	放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準

施行期日：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)の施行の日(平成27年4月1日の見込み)を予定